

# 令和7年度介護に関する入門的研修事業業務委託仕様書

## I 研修目的

入門的研修事業は、これまで介護との関わりがなかった者などが、介護に関する基本的な知識を身につけ、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施することによって、介護の業務に携わる上での不安を払拭し、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

## II 業務内容

### 1 入門的研修の実施

- (1) 受講者の募集及び取りまとめ
- (2) 研修（基礎講座及び入門講座）の実施

#### ①研修の対象者

原則として茨城県内に居住し、介護分野への就労、その他介護の実践に興味、関心のある者。

※企業等で定年退職を予定している者や、中高年齢者、子育てが一段落した者、地域住民や学生、教員等

#### ②研修実施回数及び研修時間

委託契約期間中に、以下の研修を実施すること。

なお、県内5地区（県北・県央・鹿行・県南・県西）において、各地区1回以上の対面研修を実施することとし、基礎講座については4回以上オンラインでも実施すること。

##### ア 基礎講座

研修時間は1回あたり3時間とする。なお、オンライン研修については、ライブ配信後、期間を定めて録画配信を実施すること。

##### イ 入門講座

研修時間は1回あたり18時間とする。

#### ③研修内容

「介護に関する入門的研修事業の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）及び「茨城県介護に関する入門的研修事業実施要項（令和元年6月25日制定）」等関連通知に基づく研修を実施すること。

また、「介護助手」への理解を深める研修も実施すること。

#### ④受講者数

全研修の合計200名程度とする。なお、応募が想定よりも多くあった場合でも、できるだけ応募者全員が受講できるよう努めること。

#### ⑤申込み方法

受講希望者は受託者に申込み、申込期間内、先着受付順とすること。

#### ⑥実施場所・環境

対面研修においては、開催場所は、受講生が参加しやすい会議室、研修室とすること。

オンライン研修においては、受講者にとって簡易に研修動画が視聴できる体制を整備し、実施すること。

#### ⑦受講料

受講にかかる費用は全額委託料から賄い、受講者に負担させないこと。

なお、対面研修に係る旅費や、オンライン研修に係る機材の購入等の費用については、受講者負担とすること。

### (3) 修了証明書の交付

研修修了後に、受講者に対し「修了証明書（様式第4号）」を交付すること。

なお、オンライン研修においては、受講を確認するものとして小テストを実施し、合格した受講者にのみ交付すること。

### (4) 研修修了者名簿の作成

研修修了後、「入門的研修修了者名簿（様式第5号）」を作成すること。

## 2 職場見学・職場体験の実施

研修受講者のうち、希望者等に対して、介護施設・事業所等（以下「介護施設等」という。）での職場見学又は職場体験（以下「職場見学等」という。）を実施すること。

ア 職場見学等は、希望者に対し1回以上は行うこと。

イ 職場見学等を行う際には、受託者が選定した職場見学等先と連携を図り、実施すること。

※職場見学等先には介護助手を雇用している等、多様な働き方を推進している介護施設等を選定すること。

ウ 職場見学等実施時に災害が発生した場合の補償のため、損害保険に加入しておくなど必要な措置を講じること。

## 3 介護施設等への就労へ向けた支援

研修修了後、県福祉人材センターが実施している就労支援等の取組や、社会福祉法第95条の3に基づく届出及び県福祉人材センターへの求職登録について説明を行うこと。

また、介護分野での就労を希望する者については、必要に応じ、就職説明会への同行など、個々の求職者に合わせて積極的な就職支援を行うこと。

※県が実施している介護人材確保育成事業を紹介するなど、当該事業委託業者との連携を図ること。

## 4 事業の周知・広報活動

関係機関へのチラシ設置、SNS等を活用し、本事業に関する周知・広報活動を行うこと。

## III 委託業務の実施結果報告等

受託者は、業務完了後、実施結果について契約書第9条に規定の「業務完了報告書（様式第3号）」、「入門的研修修了者名簿（様式第5号）」「委託料精算書（様式第6号）」、「支出額の内訳（様式第7号）」及び「事業実施状況（様式第8号）」を提出するものとする。

また、研修受講者及び職場見学等参加者へのアンケートを実施し、結果をとりまとめの上、提出すること。

## IV その他

研修に係る細部については、必要に応じて茨城県と受託者が協議して定めるものとする。

なお、各業務については、必要に応じて、茨城労働局や県福祉人材センターなど、関係機関と連携しながら実施すること。